

2022年12月16日

各 位

会 社 名 株式会社シャノン
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 健一郎
(コード番号：3976 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 経営管理担当 友清 学
(電話番号：03-6743-1551)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月16日開催の取締役会において2023年1月27日開催の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことにより、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記規定の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりです。

3. 日程

取締役会決議	2022年12月16日(金)
定款変更のための株主総会開催日	2023年1月27日(金)
定款変更の効力発生日	2023年1月27日(金)

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>附則</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>